

福山市納税通知書発送用封筒広告掲載に係る募集要項

2025年度（令和7年度）に使用する納税通知書発送用封筒に広告を掲載するため、広告取扱者を募集します。広告取扱者は、納税通知書発送用封筒に掲載する広告主の募集及び広告の原稿の提出並びに広告掲載料の納付をしていただきます。

1 スケジュール

実施項目	日程
申込期間	2024年（令和6年）4月19日（金）から 5月20日（月）
参加資格審査結果の通知	2024年（令和6年）5月31日（金）（予定）
見積り合わせ	2024年（令和6年）6月14日（金）
契約の締結	2024年（令和6年）6月20日（木）（予定）
初稿入稿	2024年（令和6年）9月13日（金）
最終入稿	2024年（令和6年）9月30日（月）
広告掲載料の納付期限	2024年（令和6年）11月1日（金）

2 広告の掲載の概要

(1) 広告を掲載する媒体

ア 市・県民税普通徴収納税通知書発送用封筒

封筒の規格	<ul style="list-style-type: none">窓あき封筒 桃色サイズ 縦120mm×横226mm封筒表面左下に市章型押あり一色刷り（紺色）
発送時期	2025年（令和7年）6月
発送予定数	71,000通 ※ 発送数は予定であり、納税義務者の増減により変動する場合があります。
使用用途	市・県民税普通徴収納税通知書を郵送するために使用
配布エリア	福山市内及び一部市外

イ 固定資産税・都市計画税納税通知書発送用封筒

封筒の規格	<ul style="list-style-type: none">窓あき封筒 桃色サイズ 縦120mm×横226mm封筒表面左下に市章型押あり一色刷り（紺色）
発送時期	2025年（令和7年）4月

発送予定数	179,000通 ※ 発送数は予定であり、納税義務者の増減により変動する場合があります。
使用用途	固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送するために使用
配布エリア	福山市内及び一部市外

ウ 軽自動車税種別割納税通知書発送用封筒

封筒の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓あき封筒 桃色 ・ サイズ 縦120mm×横196mm ・ 封筒表面左下に市章型押あり ・ 一色刷り（紺色）
発送時期	2025年（令和7年）5月
発送予定数	145,000通 ※ 発送数は予定であり、納税義務者の増減により変動する場合があります。
使用用途	軽自動車税種別割納税通知書を郵送するために使用
配布エリア	福山市内及び一部市外

(2) 募集する広告の規格等（各封筒共通）

広告の規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載箇所 封筒の裏面 ・ 枠数 各封筒1枠 ・ サイズ 縦60mm×横170mm（各封筒共通） ・ 色 紺一色
予定価格 (最低掲載価格)	296,250円 ※ 予定価格（最低掲載価格）は、税抜きで表示しており、契約金額（広告掲載料）は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。
広告掲載の 基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載する広告の内容については、「福山市広告事業実施要綱」、「福山市広告掲載基準」及び「福山市納税通知書発送用封筒広告掲載に係る取扱要綱」を遵守するほか、納税者の誤解を招き、感情を害する恐れのあるもの又は表現の広告は掲載しないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各封筒の広告を一括して応募してください。（封筒ごとに広告主が異なっても構いません。） ・ 最終入稿後の広告の原稿の変更については、不可とします。 ・ 広告の欄外に次の文章が入ります。 「広告の内容については、福山市が推奨をするものではありません。」

	<p>ん。</p> <p>広告に関するお問い合わせは、広告取扱者をお願いします。 (広告取扱者：〇〇株式会社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の上部に縦5mm×横10mm以上の大きさを「広告」と表示してください。 ・ 広告には、広告主の名称及び所在地並びに連絡先を明記してください。
--	---

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。
- (3) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) この募集の日から契約の相手方の決定の日までのいずれの日においても、本市の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 本市の市税の滞納がない者であること。
- (6) 広告の内容の審査のための必要な基準と審査体制を有する者であること。
- (7) 上記(6)の審査基準は、福山市広告事業実施要綱第4条及び福山市広告掲載基準と同等以上であること。

4 申込方法等

(1) 申込方法

次の(2)に掲げる書類を2024年（令和6年）5月20日（月）までに提出してください。

ア 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送の場合【期限内必着】

提出期限までに到着しない場合は無効となりますので、郵送により(2)に掲げる書類を提出する場合は、余裕をもって差し出してください。

ウ 提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部税制課（福山市役所本庁舎2階）

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりです。なお、提出書類に要する費用は申込者負担とし、返却しません。

- ア 申込書【様式1】
- イ 委任状（必要な場合のみ）【様式2】
- ウ 担当者届【様式3】
- エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（個人事業者の場合は、身分証明書）（写し可）
- オ 印鑑登録証明書（原本）
- カ 会社概要（事業内容、経歴がわかるもの）
- キ 本市の市税の完納証明書（本市に納税義務がある場合のみ）（原本）
- ク 申立書（本市に納税義務がない場合）【様式4】
- ケ 広告の内容を審査する基準及び審査体制がわかるもの（任意様式）
- ※ 上記の各種証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。
- ※ 電話、ファックス及び電子メール等による申込みはできません。
- ※ 申込書等は本市ホームページからダウンロードできます。

本市ホームページ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

5 決定方法等

(1) 参加資格の確認

提出された書類に基づき、本市が参加資格の有無を決定します。

(2) 参加資格結果通知書の交付

参加資格の結果については、全ての申込者に対して文書で通知します。なお、参加資格者については、見積書をあわせて送付します。

(3) 見積り合わせ

提出された見積書のうち、記載された金額が、本市が定めた予定価格（最低掲載価格）以上で、かつ、最も高額な価格の見積書を提出した者を広告取扱者とします。

(4) 契約締結

広告取扱者の決定後、福山市納税通知書発送用封筒広告掲載に関する契約を締結します。

(5) 広告掲載料の納付

本市が定める納入通知書を交付しますので、広告取扱者は、広告掲載料を納付期限までに納付してください。

6 広告主の募集及び広告の原稿等の提出

(1) 広告主及び広告の募集

広告主及び広告の募集については、契約締結後に広告取扱者が行い、広告主及び広告の内容の審査等をしてください。

(2) 広告の原稿等の提出

初稿入稿の提出期限までに提出し、広告の原稿内容の確認を受けてください。

	提出期限	提出物
初稿入稿	2024年 (令和6年) 9月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">• 広告の原稿(PDFデータ)• 広告主の本市の市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)(原本)• 申立書(本市に納税義務がない場合)【様式4】
最終入稿	2024年 (令和6年) 9月30日(月)	<ul style="list-style-type: none">• 広告の原稿(PDFデータ及び完全データ) 完全データのデータ形式は、JPEGやイラストレーターなどの画像データ形式

7 注意事項

- (1) 広告は、本市の区域内に営業拠点を持つ企業又は事業所の広告を優先すること。
- (2) 広告取扱者は、広告主の本市の市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)を提出すること。ただし、本市に納税義務がない場合は、申立書【様式4】を提出すること。
- (3) 広告取扱者は、広告の募集、審査、選定等に係る苦情及び質問の対応を行うこと。
なお、広告の内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、広告取扱者を通じて広告主に修正、削除等を求めることがあります。
- (4) 広告取扱者は、広告主の募集に当たっては、自らが広告の募集者であることを明らかにして、本市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないように努めること。
- (5) 広告取扱者は、掲載した広告に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。
- (6) 広告取扱者は、広告主又は広告の内容に問題が生じたときは、速やかに市長に報告するとともに、自らの責任において代替の封筒作製に係る費用を負担すること。
- (7) 広告取扱者は、広告主の募集の不調その他の理由により本市に損害を与えた場合は、自らの責任において代替の封筒作製に係る費用を負担すること。

8 問合せ先

福山市企画財政局税務部税制課(福山市役所本庁舎2階)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話番号: 084-928-1018(直通)

電子メールアドレス: zeisei@city.fukuyama.hiroshima.jp